

小値賀町議会第三回定例会
(第十日目)

一、出席議員 十人

二、欠席議員 なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

立 伊 岩 浦 小 土 末 宮 松 近

石 藤 坪 辻 川 永 崎 屋 藤

隆 忠 義 英 隆 重 一 良 治 育

教 之 光 明 郎 佳 朗 保 郎 雄

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	住民課長	住民課理事	産業振興課長	産業振興課理事	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	担い手公社事務局長
西	谷	筒井	熊脇	中川	吉元	平湯	西村	尾崎	升水	尾野	田川	蛭川	松本
浩	良	英	一	一	勝	貴	久	孝	裕	英	幸	晴	充
三	一	敏	也	也	信	浩	之	三	司	昭	信	市	司

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

岩 大
坪 田
百 一
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成二十四年九月二十一日（金曜日）

午前十時零分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員・浦 英明議員）
- 第二 議案第三六号 小値賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第三 議案第三七号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第四 議案第四四号 工事請負契約の変更について（庁舎改修工事）
- 第五 議案第四六号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第六 議案第四七号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第七 発議第三号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書案
- 第八 発議第四号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案
- 第九 議員派遣の件について
- 第十 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前十時零分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、六番・小辻隆治郎議員、七番・浦 英明議員を指名します。

日程第二、議案第三六号、小値賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 皆さん、おはようございます。

議案第三六号、小値賀町過疎地域自立促進計画変更について、提案の理由をご説明いたします。

過疎計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項に準用する第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。変更内容としましては、別紙様式二に記載のとおり、担い手公社の研修生の新規就農支援のためのビニールハウス施設整備を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） ただいま説明がありましたけども、一番のですね、（二）の基盤整備農業と（四）の地場産業の振興技能修得施設、これは関連性がありますので、二つ一緒に併せましてお尋ねします。

先日、報告されました担い手公社の事業計画書にですね、就農定着化促進支援事業として、トマト・ミニトマトハウス建設二ヶ所、AⅡ三千五百平米、及びふるさと振興基盤整備事業補助金、ハウス建設区画形状の改良、AⅡ七千二百平米と書かれておりましたけれども、これを両方併せましても、今回の変更計画の規模よりも少ないようです。一方は、二十四年度、単年度事業でありまして、今回のやつは二十七年度までの継続事業なので、その分の規模が違うのかなと思いますけれども、内容についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 担い手公社事務局長

担い手公社事務局長（松本充司） お答えいたします。

浦議員さんおっしゃるとおり、これは二十四年から二十七年までの四年間の計画でありまして、先日の事業については、二十四年度一年度分でありまして、大体その四倍ということ、この二万八千八百平米と、それから下の方の連棟ハウス一万四千平米、これが四倍、四年分にしますと概ねこの面積になるということでありまして。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） ここにはちよつと載っていないんで恐縮なんですけども、（三）の方にですね、ありました内容がですね、実エンドウハウス、それからミニトマトハウス、アスパラガスハウス、そういったのを大体二棟ずつですね、建てるような計画で載っておりましたけども、この分は勿論この変更分とは関係ないのですかね？確認のため、お尋ねします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） おっしゃるとおり、この事業とは関係ございません。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 二十七年度までの継続事業で、その事業費を年度ごとにと考えたんですけども、大体で良いですから、今言ったような一年に二棟ずつで合計六棟とか、それで事業費が二十四年度、二千万なら二千万、それが続けて三年間続きますと、そういったその内容、分かりませんか？

議長（立石隆教） 担い手公社事務局長

担い手公社事務局長（松本充司） お答えいたします。

基盤整備の方ですけど、二十四年度が約四百五十万、それから二十五年が五百万、二十五年から二十六年、二十七年の三

年間は五百万という、一応の計画です。それから、下のハウス建設につきましましては、二十四年が計画では四千五十万、それから二十五年度以降三ヶ年間は、四千万というふうな計画でございます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） これは今、金額を言われましたけども、私なりに調べたんですけども、当初予算の折ですね、二十四年の当初予算ですね、この時に十九節の負担金、補助で就農定着促進支援事業補助金二千八百十四万、二十四節の投資及び出資金、これが就農定着促進支援事業出資金一千二百六万、合わせて四千二十万、これを歳出の方へ上げておりまして、今言った金額と大体合うんではないかなと思いますけども、それで、この担い手公社の収支予算書の中にですね、県補助が…。これは二段書きで書いていましたですね。（ウ）の方にですね、就農定着化促進支援事業補助金、括弧してトマト・ミニトマトハウス建設補助金、これが一千六百万円、（エ）のふるさと振興基盤整備事業補助金、括弧してハウス建設区画形状の改良補助金、二百二十七万円、それから（ニ）の補助金として、（ウ）の就農定着化支援事業補助金、これが一千二百六万円、それから（エ）のふるさと振興基盤整備事業補助金、これが百八十一万六千円、それから（三）の町出資金、（ア）の就農定着化促進支援事業として一千二百六万円、（イ）のふるさと振興基盤整備事業補助金として、四十五万四千円とこういうふうに書かれておりますけども、これは区画整理とそれからハウス建設の分と、こういうふうに分かれておるようでございますけども、この内容と違いますか？お尋ねします。

議長（立石隆教） 担い手公社事務局長

担い手公社事務局長（松本充司） お答えいたします。

担い手公社の事業報告、公社報告の載っている数字と同じ内容、ハウス建設とハウス建設のための基盤整備ということ、畑総整備した農地につきましてはですね、小値賀は玄武岩で水捌けが悪いということ、殆どの農地が短辺に二%、長辺に一・五%の勾配が付いております。ハウス建設の場合、トマトを作る場合に、どうしても水は低い所に流れますので、レベル仕上げをしないと生育にムラがあるということ、レベル仕上げをして、その上にハウスを建設するというふうなことで、二つの事業を持ってハウス建設をするというふうなことで進めております。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） これは確認のために伺いますが、変更後の年度がですね、平成何年度から何年度までかの一応、年

度数をお願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

現在の過疎地域自立促進計画は、平成二十二年度から二十七年度までの分でございますので、変更につきましても、その年度内でございます。

議長（立石隆教） 伊藤議員

九番（伊藤忠之） それではですね、これにつきまして、加工施設の農水産物規格外の加工または保管施設とありますけども、今後二十七年度までだったですかね、これのどのような計画で行なっていくのかお願いします。

議長（立石隆教） 担い手公社事務局長

担い手公社事務局長（松本充司） お答えいたします。

四月から、じげもん振興協会の事務局を担い手公社でやっておりますので、これは将来、農林水産物の加工施設を整備する必要があるので、過疎計画の中に一応上げているというふうに伺っております。いつの時期に、いっとういつた施設を整備するということは、まだはっきりしておりませんが、今後、農産物の規格外品の加工をするような施設が必要になってくるだろうということは一応、計画に上げさせていただいているというふうに伺っております。具体的に作物とか施設の規模とかさういったものについては、今後検討していくというふうに前任者の方からは伺っております。

議長（立石隆教）

ほかにございませんか。

末永議員

四番（末永一朗） この計画の中に、棧橋の修理が何箇所も出ているようにございますが、この管理は各部落にやってもらっているんでしょうか？ペンキ塗りなんか。笛吹の場合は、小発動がやっているので、その辺の答弁お願いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

小規模なペンキのちよつと部分的な塗り替えとか、そういうものの維持管理については、地元でやっていたいておりますけれども、大きなちよつと規模が少し大きくなれば、補修は町の方で行なっております。

議長（立石隆教） ほかにございませんか。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三六号、小値賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三六号、小値賀町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第三七号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

町長(西 浩三) 議案第三七号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案の理由をご説明いたします。

辺地計画の変更につきましては、長崎県との事前協議が必要でございます。八月に協議が済みましたので、それに伴い、平成二十年度に策定した辺地総合整備計画を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第三条第九項で準用する第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

変更内容は、新旧対照表に示しますとおり、総合整備計画の中に、担い手公社研修生の新規就農支援のためのビニールハ

ウス施設整備を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） これも確認のために伺いますが、変更後の五年間、これには平成二十年度から二十四年度までとなっておりまして、この年度数は間違いありませんか？お願いします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

この辺地の総合整備計画については、二十年度から二十四年度で間違いございません。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

しばらく休憩します。

（執行部、一時退席）

（別室にて、自由討議）

―	―
再	休
開	憩
午	午
前	前
十	十
一	一
時	時
五	十
分	八
―	分
―	―

（執行部、再度入室）

議長（立石隆教） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三七号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三七号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第四四号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第四四号、工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。

庁舎改修工事に係る請負契約につきましては、平成二十四年四月二十五日に入札を行い、株式会社山口組が落札し、契約額八千二百七十二万八千四百五十円で議会の議決を経て、請負契約を締結していましたが、玄関キャノピー内部においての雨漏り箇所が数箇所見られたことによる屋根の防水工事の追加やトイレの水圧不足の解消のため、ロータンク式便器への取り替え工事の追加、それから議場の音響システムを更新し、赤外線移動型会議システムを導入いたしております。以上により、設計変更及び請負契約の変更が必要となりますので、現契約額に一千二百二十二万三千五百円を増額した、九千四百九十五万一千五百円で工事請負契約を変更いたしました。地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。なお、工期は十月の六日までを予定しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四四号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四四号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四六号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西 浩三） 議案第四六号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、ご説明をいたします。

貞方多美子委員が、一身上の都合により九月三十日付で辞任したい旨の辞任届が提出され、九月三日開催の教育委員会で同意をされております。その後任といたしまして、中村在住の神川恭子さんをお願いしたいと思います。皆さんご承知のように、神川さんは、北松西高校卒業後、現在、専業主婦であります。現在は小値賀町婦人連絡協議会の会長さんをされておりまして、小値賀町の各種委員もお願いをしております。人のお世話もよくされ、教育にも熱心でございますので、適任と思っておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は、平成二十四年十月一日から前任者の残任期間であります、平成二十六年九月三十日までとなります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思っておりますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第四六号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四六号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第六、議案第四七号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第四七号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、ご説明をいたします。

地方税法第四百二十三条第一項の規定により、小値賀町には三名の委員さんで構成される固定資産評価審査委員会が設置されており、委員につきましては同条第三項の規定により、議会の同意を得て市町村長が選任することになっておりますが、今回、委員であります中村和雄氏の任期が九月末で満了となりますので、引き続き、お願いしようとするものでございます。

中村和雄氏は、皆様ご承知のとおり、土地家屋の評価事務及び税務実務経験の豊富な方で、この固定資産評価審査委員会委員を三期九年度、務めて頂いておりますので、今議会での同意を求めますのでございます。

任期は、平成二十四年十月一日から平成二十七年九月三十日までの三年間となります。
よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思っておりますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第四七号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。
お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四七号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第七、発議第三号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

宮崎良保議員

三番(宮崎良保) 発議第三号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書につきまして、提案理由を申し上げます。

東日本大震災は、かつて経験したことがない甚大な被害をもたらしました。今、被災者や原子力発電所の事故対策、被災地の復旧、復興に向けた取り組みが懸命に進められ、支援は全国各地に広がっております。そうした中、国や地方自治体の職員は、大震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の生命を支えています。今回の大震災では、各地域において国が果たすべき責任と役割や公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになりました。

長崎県においても、山地・丘陵・大地が県面積の八割を占め、その地理的・地形的要因から災害発生の危険率が高い地域であり、過去においては、昭和三十二年の諫早大水害、昭和五十七年の長崎大水害や平成三年に発生した雲仙普賢岳の大規模火砕流などの大災害が発生しております。

加えて、近年では、ゲリラ豪雨などの気象変動による災害のリスクも高まっており、東日本大震災に見られるように稀な確率で発生する巨大災害も指摘されており、国に求められていることは、防災対策などで地方自治体と一体となって、国民・

住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を發揮することです。しかし、政府は、「地域主権改革」を声高々に主張し、①国の義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲、②地方交付金の一括交付金化、③国の出先機関の原則廃止等を柱とする地域主権戦略大綱を閣議決定しました。この「地域主権改革」の名のもと、地方自治体への過剰な権限委譲や国の出先機関を整理統合することは、地方自治体への国の責任を押し付け、国が直接責任を持つて行うことを放棄するものであり、国民・住民への行政サービスの責任を果たすことが出来ません。よって、国民・住民の生活を保障するための行政サービスの拡充に向け、以下の事項の実現を強く求めるものであります。

- 一、地方に犠牲を強いる拙速な「地域主権改革」は行わないこと。
- 二、地域間格差が拡大する過剰な県・市町村への国の権限委譲は行わないこと。
- 三、行政サービスの低下を招く、国の地方出先機関を統廃合しないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出したいと思えます。

議員各位には、慎重にご審議いただき、ご承認いただけますようお願いを申し上げます。
提案理由の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

近藤育雄議員

一番（近藤育雄） 私は、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書案に賛成する者であります。

憲法第二十五条を持ち出すまでもなく、我々国民の安全保障は、国が責任を持って守るべきものであります。

東日本大震災、それに伴う重大な原発事故、記録的な降雨による浸水被害、大型台風の襲来等々、最近日本各地で大規模の災害が頻発しております。そして、その後、必ず成し得なければならぬ復旧・復興において、国が果たすべき役割、地方が果たすべき役割が当然の如くありますが、地方にはまだまだ耐力が伴っていないのが現状であります。行政改革は進めなければなりません。現時点での地方自治体への過剰な権限委譲や国の出先機関の整理統合については、更なる慎重な検討が必要と考えます。地域主権改革の名のもとに、今まで以上に、地域間の格差を増長し兼ねず、公平・公正性の維持も懸念されることから、述べられた三点の意見に賛同いたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第三号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書案を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第三号、国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。
お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣、長崎県知事へそれぞれ送付することにいたします。

日程第八、発議第四号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

土川重佳議員

五番（土川重佳） 小値賀町議会会議規則第十四条第一項の規定により、本案を提出いたします。

本案につきましては、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」を構築されるよう、国に対して要望するものであります。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水質源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

我が小値賀町議会においても、漁業再生の道筋として、本年三月定例会で藻場再生特別委員会が設置されました。ここ数十年來、本町も確たる磯焼け対策が見い出せない状況にある中、豊かな漁場を作るためには、目の前にある海だけを見つめていてはならないと気付きました。自然界の成り立ち、所謂、豊かな森があつてこそ、それが循環され、美しく豊かな海と繋がります。よって、森林を持たない本町につきましても、本意見書の指示に賛同できるものであります。

「地球温暖化対策のための税」が本年十月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、平成二十四年度税制改正大綱において、「平成二十五年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める。」とされています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が

生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が、主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足などの厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、二酸化炭素吸収源としても、最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築されるよう強く要望し、本意見書案を提出いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

これで、提案理由の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

七番（浦 英明） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

平成二十三年十二月十日閣議決定された「平成二十四年度税制改正大綱」において、第二章の主な取り組みの中で、地球温暖化対策推進のためには、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制策、森林吸収源対策等の地球温暖化対策に係る諸施策を地

浦 英明議員

域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。第三章、検討事項の中で、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成二十五年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討して進めると、こういうふうに謳っております。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、地球規模の課題であり、森林の持つ地球環境保護、自然環境の保持等の取り組みを山村地域の市町村が主体的に総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、木材価格の暴落、林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい状況であり、地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

従って、私は、発議第四号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案について、賛成をいたします。

以上、討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第四号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第四号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長へそれぞれ送付することにいたします。

日程第九、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、九月定例会以降の長崎県町村議会議長会等が主催する会議及び研修会に議員派遣を行いたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。

日程第十、各委員会の閉会中の継続調査(審査)についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成二十四年小値賀町議会第三回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様ございました。

― 午前 十一時 三十分 閉会 ―